

<別紙 1 >

市内幼稚園・保育園・認定こども園等における感染症罹患時の提出書類について

<登園許可証明書の提出が必要な病気>

病 名	登 園 の め や す
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過してから
風しん	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態がよくなるまで
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱） ※アデノウイルスによる 発熱	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過するまで
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで。又は 5 日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 （0157, 026, 0111 等）	医師が感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

<罹患証明書の提出が必要な病気>

病 名	登 園 の め や す
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱後 3 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日経過するまで

※『登園許可証明書』は園から受け取るか三島市ホームページからダウンロードしてください。
『罹患証明書』は三島市内各小児科医院においてあります。（三島市のホームページからもダウンロード可能です）

上記の感染症と診断された際には、病院で発行を依頼してください。
医師の判断で発行されない場合は、各園にご相談ください。

<その他の感染症>

下記の感染症は医師が記入する登園許可証明書や罹患証明書の提出は不要ですが、幼稚園・保育園等での感染拡大予防及びお子様の負担を考慮し登園のめやすを守って登園を再開していただきますようお願いいたします。なお、園により保護者の方に記入していただく登園届等の記載を求められる事がありますので、園の指示に従ってください。

病名	登園のめやす
溶連菌感染症	適正な抗菌薬服薬後 24-48 時間を経過し、全身状態がよくなるまで
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まり、全身状態がよくなるまで
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれ全身状態がよくなるまで
伝染性紅斑（りんご病）	発疹（リンゴ病）のみで全身状態がよくなるまで
感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	嘔吐・下痢症状が治まり、普段の食事がとれ全身状態がよくなるまで
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれ全身状態がよくなるまで
R S ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなるまで
帯状疱疹	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで
<例>	
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態がよくなるまで
ヒトメタニューモウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなるまで
ウイルス性肝炎（A 型、E 型）	肝機能が正常化するまで